

盛岡広域振興局長告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月3日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町日詰字下丸森71番の一部、90番2、94番1、94番2、95番1、95番2、99番2  
及び189番の一部並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡紫波町日詰字下石田56番地 佐々木建設株式会社